

令和2年度佐賀県新型コロナウイルス感染症対応薬局従事者慰労金給付事業Q & A

令和2年11月16日 初版公開

令和2年11月18日 一部改訂

令和2年11月19日 一部改訂

< 1 給付対象者関連 >

質 疑	回 答
Q1 - 1 薬剤師ではなく受付事務職員ですが、この慰労金の対象となりますか？	A1 - 1 今回の慰労金は、令和2年3月13日から令和2年6月30日までの対象期間中に県内の保険薬局に10日以上勤務し、「患者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いている従事者が対象ですので、上記の要件を満たす場合、事務職員の方も対象者となります。
Q1 - 2 保険薬局の店頭ではなく、本部勤務で、患者さんとまったく接触することはない場所で勤務しています。この場合、対象となりますか？	A1 - 2 給付対象はA1 - 1に示すとおりですので、患者さんとまったく接触することがない本ケースの場合は、対象とはなりません。
Q1 - 3 県内の保険薬局に勤務していますが、住まいは県外です。この慰労金の対象者となりますか？	A1 - 3 給付対象はA1 - 1に示すとおりですので、慰労金の給付要件を満たせば、県外在住の方でも対象者となります。
Q1 - 4 県内の複数店舗で、曜日によって勤務店舗が替わる勤務体系です。それぞれの店舗での勤務日数を合算できますか？	A1 - 4 複数店舗での勤務であっても、令和2年3月13日から令和2年6月30日までの対象期間内における勤務日数を合算することは可能です。 ただし、同一日に複数店舗に勤務した場合は1日でカウントします。 合算する場合は、主となる薬局で申請するとともにそれぞれの店舗での勤務時間等を証明するもの（出勤簿、勤務日誌など）を保管しておいてください。 なお、他社での勤務日数を合算する場合は、他社から勤務証明書を発行してもらい申請する薬局で保管してください。勤務証明書の様式は県及び佐賀県薬剤師会のホームページに掲載します。
Q1 - 5 現在、勤務している薬剤師及び事務職員の全てが該当しますか？	A1 - 5 現在勤務しているかどうかではありません。 給付対象はA1 - 1に示すとおりですので、対象期間外の勤務実績は対象になりません。
Q1 - 6 令和2年4月の人事異動で県内の他店舗へ移動になりましたが、どちらの店舗で申請するのでしょうか？	A1 - 6 できる限り令和2年6月30日までの近い日に勤務していた店舗から申請をお願いします。 よって、異動後の現在の店舗で対象期間中10日以上勤務実績があれば現在の店舗から申請してください。
Q1 - 7 令和2年4月に勤務先の会社を転職しましたが、どちらの会社から申請すればよいのでしょうか？	A1 - 7 A1 - 6と同様、できる限り令和2年6月30日までの近い日に勤務していた会社の店舗から申請をお願いします。

<p>Q 1 - 8 佐賀県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護分)の「介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業」による慰労金をもらったのですが、これとは別に今回の慰労金ももらえるのでしょうか？</p>	<p>A 1 - 8 この慰労金は、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業による慰労金」との重複受給はできません。 このため、佐賀県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護分)の「介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業」との重複受給はできません。 県では重複受給のチェックを行います申請前に重複受給がないかご確認ください。</p>
<p>Q 1 - 9 令和2年3月末まで医療機関(病院・診療所)に勤務し、そこで佐賀県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)による慰労金をもらったのですが、今回の慰労金ももらえるのでしょうか？</p>	<p>A 1 - 9 A 1 - 8のとおり、重複しての受給はできません。</p>
<p>Q 1 - 10 「継続して提供することが必要な業務」の考え方を教えてください。</p>	<p>A 1 - 10 「医療提供にあたって必要不可欠な業務であるか」、裏を返せば「仮にその業務をしなかった(中断、延期をした)場合に、保険薬局としての機能を果たさなくなり、地域で求められる医薬品提供体制に支障が出るか」どうかで判断することになります。</p>
<p>Q 1 - 11 対象期間中は、福岡県内の保険薬局で勤務していました。この慰労金の対象となりますか？</p>	<p>A 1 - 11 給付対象はA 1 - 1に示すとおりですので、県外の勤務実績は対象になりません。</p>
<p>Q 1 - 12 対象期間中は、佐賀県内と福岡県内の両方で保険薬局に勤務していました。この場合、福岡県内の保険薬局での勤務日数を合算できますか？</p>	<p>A 1 - 12 給付対象はA 1 - 1に示すとおりですので、県外の勤務日数を合算することはできません。</p>
<p>Q 1 - 13 給付要件にある「患者との接触を伴い」の「患者」とは、新型コロナウイルス感染症の患者のことですか？</p>	<p>A - 13 ここでいう「患者」は、新型コロナウイルス感染症患者に限らず、他の疾病による患者も含まれます。</p>
<p>Q 1 - 14 給付要件にある「患者との接触を伴い」について詳しく教えてください。</p>	<p>A - 14 薬局における業務の実情によるものであって、資格や職種による限定はなく、事務職なども対象となり得ます。 例えば、受付、会計等窓口対応を行う職員は通常該当します。一方、対象期間中はテレワークのみによる勤務であったり、薬局とは区分された当該法人の本部等での勤務のみであったなどの場合は通常該当しません。ただし、こうした法人本部等での勤務が主であるなどの、日常的には患者と接することが少ない従事者や職員であっても、例えば、業務において薬局内で患者と対面する、会話する、同じ空間で作業するなど、薬局内で患者に何らかの対応を行った場合(在宅訪問により患者と接する場合も含む)には患者と接する従事者や職員に含まれます。 この「患者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」を行った日が、対象期間中に10日以上あった場合は、慰労金の給付対象となります。</p>

Q 1 - 1 5 対象となる「従事者や職員」には、薬剤師以外も含まれるのでしょうか。また、正社員、非常勤、嘱託、パート、アルバイト、派遣労働者等、雇用形態等により限定されるのでしょうか？	A 1 - 1 5 資格や職種による限定はありません。また、雇用形態等による限定はありません。派遣会社等の職員であっても薬局における勤務内容によって対象となります。
Q 1 - 1 6 給付要件の「10日以上勤務」の1日の数え方はどのようになるのでしょうか？	A 1 - 1 6 1日当たりの勤務時間数は問わずに、勤務日数を数えてください。夜勤等により勤務が2日にまたがる場合は、2日と数えてください。
Q 1 - 1 7 派遣会社等の職員の申請はどのようになればよいのでしょうか？	A 1 - 1 7 申請マニュアルのP 1 8に説明がありますのでご確認ください。
Q 1 - 1 8 保険薬局の開設者が法人である場合、取締役もこの慰労金の対象となるのでしょうか？ 対象となる場合、勤務状況等の証拠書類は必要でしょうか？	A 1 - 1 8 A 1 - 1 に示した要件を満たす場合は対象となります。また、勤務状況等の証拠書類は、他の従事者と同様に必要ですので、申請する薬局にて整備して保管してください。

11月18日追加

< 2 給付対象者関連（退職者） >

質 疑	回 答
Q 2 - 1 対象期間に条件を満たす勤務をしていたのですが、現在は退職しています。 対象となるのでしょうか？ また対象となる場合は、どのような手続きが必要ですか？	A 2 - 1 対象となります。 <手続きについて> 現在、県内の保険薬局で勤務されていない方（県外勤務、無職等）：個人による申請を基本とします。（可能な場合は、当時の勤務先薬局から他の方とまとめて代理申請いただいても構いません。） 現在、県内の他社の薬局で勤務されている方：A 1 - 7をご確認いただき、現勤務先薬局又は元勤務先薬局から申請いただくことをご検討ください。薬局からの申請が困難な場合は個人申請してください。 個人申請書（様式第5号）は県又は佐賀県薬剤師会ホームページからダウンロードして紙媒体で提出してください。 また、個人申請書に添付する書類等（勤務証明、本人確認書類、通帳の写し）に不足がないように準備してください。
Q 2 - 2 対象期間に、複数の薬局で勤務し、その合計では勤務条件を満たす勤務をしていたのですが、現在は退職しています。 対象となるのでしょうか？ また対象となる場合は、どのような手続きが必要ですか？	A 2 - 2 対象となります。 勤務実績の証明は、「個人申請書」（様式第5号）に記載してもらってください。 対象期間中に1店舗で10日以上勤務実績があれば1店舗からの勤務証明で良いのですが、複数の店舗勤務の場合は、勤務日数合計が10日以上になるように「個人申請書」（様式第5号）を別葉（様式を必要枚数コピーして使用）にして記載してもらってください。 また、「個人申請書」（様式第5号）に勤務証明してもらうか

	<p>わりに、複数の店舗から店舗独自の勤務証明書類（薬局独自の証明書）を取り寄せてすることもできます。</p> <p>この場合、証明書には「個人申請書」（様式第5号）と同様に次の項目を記載してもらってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象期間内の薬局の名称 ・勤務先薬局での職種（薬剤師又は事務職員など） ・勤務先薬局における主な業務内容 ・令和2年3月13日から6月末までの勤務日数（ 日） ・開設者の住所（法人の場合は所在地） ・開設者氏名（法人の場合は名称、代表者氏名、押印） <p>なお、証明書の様式を県及び佐賀県薬剤師会のホームページに掲載しますのでご利用ください。</p> <p>手続きについてはQ2 - 1をご確認ください。</p>
Q2 - 3 退職者で薬局からの申請が困難なため個人申請をしたいのですが、申請様式はどこにありますか？	<p>A2 - 3</p> <p>県又は佐賀県薬剤師会のホームページに掲載しているのでダウンロードしてご使用ください。</p>
Q2 - 4 個人申請書の勤務証明欄について、薬局開設者が法人の場合、薬局開設者の押印は、代表取締役の個人印や認印でもよいでしょうか？	<p>A2 - 4</p> <p>代表取締役の個人印や認印では申請することはできません。代表取締役印の押印が必要です。</p>

11月18日追加

< 3 申請関連 >

質 疑	回 答
Q3 - 1 申請書の提出は、どこにすればよいのでしょうか？	<p>A3 - 1</p> <p>申請書の提出は、佐賀県薬局慰労金受付窓口（佐賀県薬剤師会事務局）へ提出してください。</p>
Q3 - 2 申請は、郵送でも良いのでしょうか？	<p>A3 - 2</p> <p>郵送でも構いませんが、持参による申請も受け付けます。なお、提出いただいたCD - R等の電子媒体は返却しませんのでご注意ください。</p>
Q3 - 3 申請はいつまでできますか？	<p>A3 - 3</p> <p>申請の期限は、令和3年1月15日（金）までです。慰労金を速やかに給付するため、できる限り12月28日（月）までに申請をお願いします。</p>
Q3 - 4 CD - R又はUSBメモリ等の電子媒体での提出となっていますが、メールでの提出ではいけないのでしょうか？	<p>A3 - 4</p> <p>口座情報等の申請情報の性格上、高いセキュリティーを求められますので、メールによる申請は不可としています。CD - R又はUSBメモリで提出ください。</p> <p>なお、CD - R又はUSBメモリに保存したファイルが正常に読み込みできることを確認し、ウイルスチェックのうえ提出ください。</p> <p>提出されたCD - R又はUSBメモリは、返還しませんのでご留意ください。</p>

<p>Q3 - 5 対象者の中に現在は退職している元従事者がいます。 薬局から連絡を取って、薬局から申請した方がよいのでしょうか？</p>	<p>A3 - 5 退職された方の中には、この慰労金について知らない方もいらっしゃると思われます。 できれば、勤務していた薬局から退職者の方に連絡して、受給希望の有無を確認いただき、希望されれば勤務していた薬局から申請してあげてください。 なお、勤務していた薬局からの申請が難しい場合は、個人申請することが可能です。</p>
<p>Q3 - 6 当薬局では給付された慰労金を銀行振り込みで対象者に支給する予定ですが、現時点では振込手数料の金額をきちんと確認していません。 申請書において、振込手数料の金額はおおまかな金額で計上してよろしいのでしょうか？</p>	<p>A3 - 6 この慰労金給付事業では、申請内容に問題がなかった場合、通常、申請いただいた額を交付することとなります。後日「支給実績報告」（様式第8号）を提出していただきますが、実際に要した振込手数料が交付額（振込手数料分）より少なかった場合は返還手続きが必要となり、非常に手間が増えることとなります。また、交付額以上に振込手数料がかかったとしても、追加の給付申請はできません。 したがって、申請時に正確な払込手数料の金額を調べていただき、申請書を作成するようにしてください。</p>
<p>Q3 - 7 慰労金の給付申請時に記載した振込手数料よりも、実際に薬局から対象者に振込んだ際に要した振込手数料が高くなるのが判明しました。追加の給付申請はできますか？</p>	<p>A3 - 7 給付申請は原則1回限りとしていますので、追加の給付申請は受け付けません。 給付申請時に振込手数料に過不足がないかをよくご確認くださいようお願いします。</p>
<p>Q3 - 8 県内の保険薬局に勤務していますが、個人申請は可能でしょうか？</p>	<p>A3 - 8 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の慰労金では施設とりまとめによる申請を原則としており、この慰労金についても同様に薬局から申請いただくことが原則です。 (個人申請は退職者等の特殊なケースのみの受付です。)</p>
<p>Q3 - 9 県内で保険薬局を複数開設している場合、複数店舗分を一つの申請書にまとめて申請してよいのでしょうか？</p>	<p>A3 - 9 複数店舗分を一つの申請書にまとめて申請することはできません。店舗ごとに申請書を作成するようにしてください。</p> <p style="text-align: right;">11月18日追加</p>
<p>Q3 - 10 給付申請時に記載する振込手数料ですが、従事者の口座(金融機関)によって振込手数料が異なります。対象者全員の振込手数料を事前に確認する必要がありますか？</p>	<p>A3 - 10 給付申請時の振込手数料よりも、実際に従事者への支給に要した振込手数料が少なく残額が生じた場合は返還手続きが発生します。また、振込手数料が不足しても追加の給付はできませんので、事前に全員の振込手数料を確認いただき過不足のないようにしてください。</p> <p style="text-align: right;">11月18日追加</p>

< 4 申請書の添付書類 >

質 疑	回 答
<p>Q4 - 1 退職者分もあわせて申請したいが、「従事者一覧表」(様式第3号)及び「代理申請・受領委任状」(様式第4号)は、退職者も連記してよいでしょ</p>	<p>A4 - 1 退職者について、連記又は別葉(複数枚作成して添付)のどちらでも構いません。 なお、「代理申請・受領委任状」(様式第4号)は、本人自署の場合は押印不要ですが、本人自署ではない場合は退職者についても</p>

か？ この場合、退職者からも印鑑を押し てもらえるのでしょうか？	押印が必要です。 11月19日修正
Q4 - 2 給付申請書に添付する通帳の写し は、表紙の部分でよいでしょうか？	A4 - 2 通帳の写しは、通帳を1枚めくって頂いて、銀行印が押印されて いるページをコピーしてください。(金融機関名・支店名・口座 番号・口座名義が記載されているページをコピーしてください。)
Q4 - 3 通帳の写しは、コピー機によるコピ ーでないといけないのでしょうか？	A4 - 3 コピー機によるコピーの他に写真でも構いません。 また、PDFや画像データとして、申請書(様式第1号)に添付 するCD-R等の電子媒体に保存して提出いただいても構いま せん。
Q4 - 4 対象期間の勤務状況の証拠書類はど のようなもののでしょうか？	A4 - 4 例えば、出勤簿、タイムカード、勤務日誌などです。 証拠書類は令和8年3月末まで保管いただく必要があります。
Q4 - 5 勤務状況の証拠書類は、申請時に提 出するのでしょうか？	A4 - 5 証拠書類は提出する必要はありませんが、証拠書類の提示を求め られた場合に、すぐに提示できるように整理整頓し、受給した日 の翌年度から5年間保管(令和8年3月末まで)する必要があります。

< 5 給付 >

質 疑	回 答
Q5 - 1 給付はいつ頃になるのでしょうか？	A5 - 1 申請から概ね1か月後に「給付決定通知書」(様式第6号)によ る通知とともに申請者に対して給付されます。
Q5 - 2 会社で取りまとめて一括申請をした 場合に、個人への支給方法はどうす ればよいのでしょうか？	A5 - 2 受給対象者である個人への支給は、現金手渡し又は銀行振り込み のどちらでも構いません。 銀行振り込みの場合は、振込手数料をあわせた合計額で申請して ください。 なお、振込手数料は振込先の金融機関等に確認し、正確な金額で 申請してください。給付額と実績額に差があると、返還等の措置 が必要となりますので注意してください。
Q5 - 3 虚偽その他不正の手段により給付を 受けたことが発覚した場合はどうな るのでしょうか？	A5 - 3 不当利益として全額返還していただきます。
Q5 - 4 慰労金は課税所得となるのでしょうか。	A5 - 4 慰労金は非課税所得となります。
Q5 - 5 慰労金は給与とまとめて薬局から従 事者に支給してもよいのでしょうか？	A5 - 5 慰労金は非課税所得になりますので、従事者の口座に振込む場合 は、給与の振込みと分けていただき、誤って源泉徴収することが ないようにしてください。 11月18日追加
Q5 - 6 自社の従事者分とともに派遣会社の 従事者分もまとめて申請することを	A5 - 6 薬局にて代理申請・受領いただく場合は、派遣会社の従事者に対 しても薬局から直接当該従事者に支給していただくことを前提

<p>考えているが、慰労金を支給する際は派遣会社を通じて支給することになるのでしょうか？</p>	<p>としています。 直接の支給が困難な場合は、個人申請するようにしてください。</p> <p style="text-align: right;">11月18日追加</p>
--	---

< 6 支給実績報告 >

質 疑	回 答
<p>Q 6 - 1 支給実績報告書に添付する「薬局から対象者へ慰労金を支給したことの証拠書類」はどのような書類が必要でしょうか？</p>	<p>A 6 - 1 対象者個人が受領した旨の証拠書類は、銀行振り込みの場合は振込記録や振込明細など、また、現金支給の場合は本人受領印のある受領書などです。 なお、受領書は、1葉の書類に受領者の連名でも構いません。</p>
<p>Q 6 - 2 支給実績報告書に添付する「個人への支給を銀行振り込みで行った場合の振込手数料がわかる証拠書類」はどのような書類が必要でしょうか？</p>	<p>A 6 - 2 振込手数料がわかる書類として、手数料が記載された振込明細などを添付してください。</p>
<p>Q 6 - 3 現金支給の場合の受領書は、様式はあるのでしょうか？</p>	<p>A 6 - 3 決まった様式はありませんが、受領者の押印があり、慰労金が対象者全員に支給されたこと（受領したこと）を証明できるように作成してください。 受領書の参考例を県及び佐賀県薬剤師会のホームページに掲載しますのでご利用ください。</p>
<p>Q 6 - 4 支給実績報告書はいつまでにどこへ提出するのでしょうか？ また提出はメールでも可でしょうか？</p>	<p>A 6 - 4 申請後に薬局あてに送付される給付決定通知書に実績報告書の提出期限を記載しますので、期限内に佐賀県薬局慰労金受付窓口（佐賀県薬剤師会事務局）に提出してください。（概ね薬局の口座に振込み後14日以内を予定しています。） 支給実績報告書には、従事者が受領したことを証する書類等を添付する必要があるため、メールで提出することはできません。</p>
<p>Q 6 - 5 支給実績報告書に添付する「慰労金を職員等に支給したことを証する書類」や「慰労金の支給にあたって振込手数料を要した場合の振込手数料を証する書類」は原本を添付するのでしょうか？</p>	<p>A 6 - 5 添付資料につきましては原本を添付してください。また、必要に応じてその写しを薬局にて保管してください。</p> <p style="text-align: right;">11月18日追加</p>